

平成25年度 議案第2号

都 — 291 — 2  
平成25年 6月11日

秋田県都市計画審議会会長 様

大館都市計画及び比内都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び  
保全の方針の変更について

秋田県知事 佐竹敬久



大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の  
整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

平成25年7月12日審議

秋田県都市計画審議会会長

# 大館都市計画

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスターplan) 【案】

大館都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。



大館アメッコ市（おおまちハチ公通り）

※都市計画法の改正（H23年8月30日法律第105号）により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）で定める事項は

- 一 区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 二 都市計画の目標
- 三 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

の順番になりましたが（都市計画法第6条の2第1項第2号）、当マスターplanでは、構成上の理由から二、一、三の順番で記載しております。

平成25年〇月  
秋田県

## 一目 次一

1. 都市計画の目標 .....	1
(1) 基本的事項 .....	1
(2) 広域都市圏の将来像 .....	2
(3) 都市づくりの基本理念.....	6
(4) 目標とする市街地像 .....	8
(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針 .....	11
2. 区域区分の決定の有無.....	12
(1) 区域区分の有無 .....	12
3. 主要な都市計画の決定の方針 .....	13
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	13
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	17
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	23
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	25

## 1. 都市計画の目標

### (1) 基本的事項

#### ①都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範囲	面積
大館都市計画区域	大館市	行政区域の一部	12,628ha



#### ②基準年及び目標年次

本区域マスターplanの基準年は平成 22 年とし、目標年次はおおむね 20 年後の将来都市像を展望し、平成 42 年とする。

ただし、「区域区分」に関する事項については、おおむね 10 年後の将来予測を行ったうえで定めるものとし、目標年次を平成 32 年とする。

## (2) 広域都市圏の将来像

### ①都市づくりを取り巻く情勢の変化

これからの大館広域都市圏の都市づくりを考えるにあたっては、近年の社会・経済情勢の変化に対応した視点が求められている。特に、次のような変化に留意して本都市圏の将来像を定めるものとする。

- ・市町合併により、大館市、北秋田市の行政区域が拡大したことを受け、自治体間や市街地と周辺部の役割分担、機能補完による、広域一体的な都市圏の運営が求められている。
- ・人口減少・少子高齢社会に対応するため、高齢者にとっても生活利便性の高い市街地の形成が求められている。
- ・災害に強い都市を構築するとともに、地域コミュニティの維持・向上を図るなど誰もが暮らしやすい安全で安心な都市の形成が求められている。
- ・移動効率の高い交通体系の構築やエネルギー利用効率の高い市街地の構築等により、環境負荷を低減する低炭素型社会<sup>1</sup>の実現が求められている。
- ・緑の保全や創出などにより潤いと安らぎの感じられる緑豊かな都市を形成するなど、自然と共生する持続可能な都市づくり<sup>2</sup>が求められている。

### ②大館広域都市圏の位置づけ、役割等

大館広域都市圏は、森吉山から太平山にかけて出羽丘陵が連なり、米代川をはじめ長木川や阿仁川など幾筋もの河川が都市内を流れ、その流域に肥沃な農地を有する自然環境に恵まれた地域である。

また、本都市圏は、農林業が盛んであるとともに、鉱山で培われた伝統的技術が蓄積されており、これらの技術を活かした資源リサイクル型産業も盛んである。特に、秋田県北部エコタウン<sup>3</sup>計画が策定され、自然に優しい環境と調和したまちづくりが進められている。さらに、豊かな自然環境を活かした森吉山一帯は、本県有数の広域観光拠点の一つとなっており、地域固有の自然、産業、文化を有する地域である。

高速交通体系は、平成 10 年に大館能代空港（あきた北空港）が開港しているほか、（仮称）あきた北空港 IC から二井田真中 IC までの区間が整備中、二ツ井白神 IC から（仮称）あきた北空港 IC までの区間も計画が進んでおり、早期の供用が望まれている。

以上のことから本都市圏の位置づけ、役割等を次のとおりとする。

<sup>1</sup> 低炭素型社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムが構築された社会のこと

<sup>2</sup> 持続可能な都市づくり：住民が誇れるアイデンティティを持ち、自然との共生、自動車利用の削減、省エネ・省資源等に配慮した、コミュニティ意識と永続可能な行動を目指した都市のこと

<sup>3</sup> エコタウン：ゼロエミッション構想を基本とした、自然にやさしい環境と調和したまちづくりが進められている地域

#### ア) 秋田県の北の玄関口としての役割

大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道の整備により全国各地とつながり、交流と連携を促進する秋田県の北の玄関口として位置づける。

#### イ) 米代川流域の地域住民の生活基盤を支える役割

能代地域から鹿角地域にまたがる東西の米代川流域を繋ぎ、買い物などの日常生活の利便性のほか、快適な居住環境、医療・福祉、教育・文化等の都市機能の集積により、地域住民の生活基盤を支える圏域として位置づける。

#### ウ) 高速交通ネットワークを基盤とし、新たな産業を創出する役割

大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道の高速交通ネットワークを活用し、都市圏内の広大な農地等地域特性を活かした農林業、観光産業等の産業振興を図るとともに、資源リサイクル型産業を促進するなど、新たな産業を創出する圏域として位置づける。

#### エ) 自然環境を活かした、回遊性の高い広域観光・レクリエーションの場としての役割

豊かな自然資源に恵まれた森吉山県立自然公園や県立北欧の杜公園、温泉やスキー場、農山村を活用した観光を振興する。また、世界遺産白神山地や十和田八幡平国立公園等の広域的な観光資源を持つ隣接圏域との連携を深め、回遊性の高い広域観光・レクリエーションの場としての役割を担う圏域として位置づける。

#### オ) 自然環境と共生し、豊かな営みを継承する役割

市街地を取り囲む農地や丘陵地などの自然環境、都市部を流れる河川環境との共生を図り、自然と都市と人間との調和がみられる豊かな営みを次世代に継承する圏域として位置づける。

#### ③大館広域都市圏の将来像

本都市圏の位置づけや役割等を踏まえ、おおむね 20 年後の本都市圏の将来像を次のように掲げる。

#### 文化、産業を育み、自然環境と共生する

#### 県北部中心域の広域交流都市圏

大館能代空港、日本海沿岸東北自動車道の高速交通ネットワークや、伝統的技術を活用して新たな産業を創出するとともに、豊かな自然環境を活かした広域観光ゾーンを形成し、環境にやさしい、県北部の生活・文化・交流拠点となる広域都市圏を目指す。

#### ④大館広域都市圏の目標

本都市圏の将来像の実現に向け、本都市圏の目標を次のとおりとする。

##### ア) 米代川流域の東西地域をつなぐ交流拠点の形成

本都市圏は、隣接県との交流・連携を促進させ、米代川流域の東西地域をつなぐ交流拠点の形成を目指すものとする。

##### イ) 快適に暮らせる都市環境の形成

本都市圏は、地域住民が都市的サービスを享受し、誰もが快適に暮らせる都市環境の形成を目指すものとする。

##### ウ) 産業活動や広域観光の発展を促す交通ネットワークの形成

本都市圏は、農林業及び商工業等の振興による産業活動の促進と、圏域内の豊かな自然環境や農山村を活かした広域観光の発展を図るとともに、日本海沿岸東北自動車道の整備や大館能代空港の機能充実等を図りながら、交通ネットワークの形成を目指すものとする。

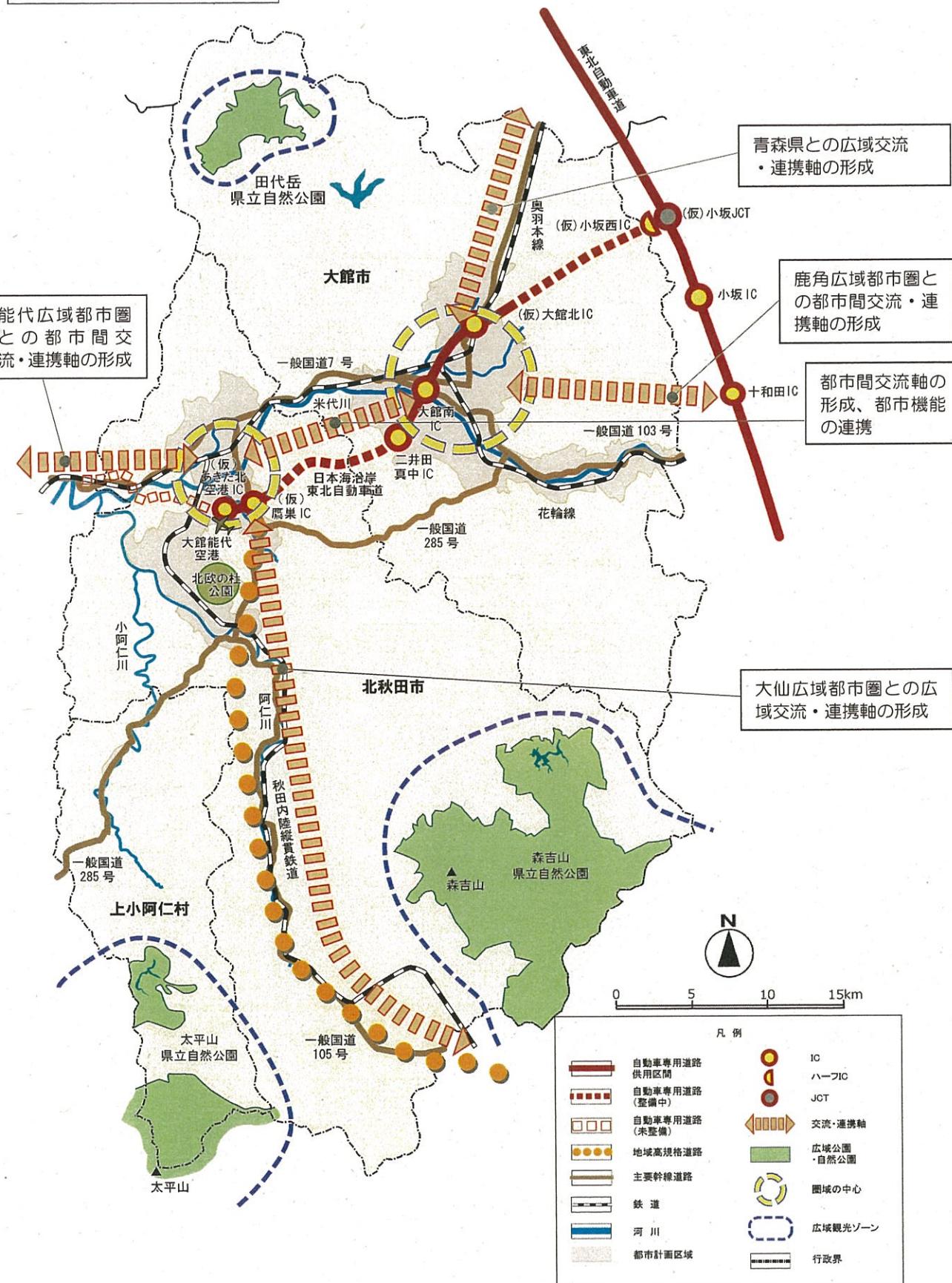
##### エ) 自然とふれあう観光・レクリエーションゾーンの形成

本都市圏は、人々がやすらぎ、遊び、交流できる森林等の緑、水辺、温泉などの広域的なスポーツ・レクリエーション機能の維持・充実を図り、自然とふれあう観光・レクリエーションゾーンの形成を目指すものとする。

##### オ) 循環型地域社会を実現するエコタウンづくり

本都市圏は、鉱山の精錬技術等、地域の伝統的技術を活かし、資源リサイクル型産業等の新たな産業を創出するとともに、循環型地域社会の実現に向け、環境にやさしいエコタウンづくりを目指すものとする。

## 大館広域都市圏将来図



### (3) 都市づくりの基本理念

#### ①都市計画区域の位置づけ

大館都市計画区域は、明治以来、豊富な森林や鉱物を資源とした産業で栄え、県北部の生活、文化、産業経済を牽引してきた。また、JR 奥羽本線、JR 花輪線、国道 7 号、103 号、285 号等が整備され、古くから北東北の交通拠点ともなっている。

一方で、まちには米代川や長木川が流れ、周辺には豊かな田園や森林が広がるなど、恵まれた自然環境にあり、歴史ある地域文化資源が数多く残っている。

平成 10 年大館能代空港が開港し、現在、日本海沿岸東北自動車道の整備が進められており、高速交通ネットワークが形成されつつある。

また、伝統的技術を活かした資源リサイクル型産業等が地域の産業を牽引しており、街なか居住に向けた市街地の再整備が進められるなど、大館広域都市圏における中心的な役割が、より一層期待されている。

以上のことから、県北部の地域産業や広域観光を先導するとともに、歴史文化を守り、自然環境と共生する都市として本区域を位置づける。

なお、平成 17 年 6 月、旧大館市、旧比内町、旧田代町が合併したことにより、大館市には大館都市計画区域と比内都市計画区域という二つの都市計画区域が存することになったが、一体の都市として整備、開発及び保全を図ることから、一つの都市計画区域として統合した。

#### ②都市計画区域の将来像

本区域の位置づけを踏まえ、おおむね 20 年後の将来像を次のとおりとする。

伝統ある産業と文化で飛躍する  
人にやさしい都市「おおだて」

### ③都市計画区域の目標

本区域における将来像の実現に向け、都市計画区域の目標を次のとおりとする。

#### ア) コンパクトな都市づくり

県北部の生活、文化、情報の中核として、多様な都市機能の集積を目指すとともに、伝統的な技術や優れた立地条件を活かした地域産業拠点の形成を図り、循環型地域社会に対応したコンパクトな都市づくりを目指す。

#### イ) 交通ネットワークが充実した都市づくり

日本海沿岸東北自動車道、主要幹線道路、都市幹線道路等の整備により、地域産業や北東北の広域観光、広域交流を促進する利便性の高い交通ネットワークが充実した都市づくりを目指す。

#### ウ) 人が主役の都市づくり

住民の多様なニーズに対応した人にやさしい都市環境の形成について、地域住民とともに考え、誰もが快適で安全・安心に暮らせる都市づくりを目指す。

#### エ) 自然と文化を大切にする都市づくり

まちを流れる米代川や長木川、その周辺の緑地・公園、まちを見まもる山々は、市街地や周辺の集落と調和した地域固有の都市景観を形成していることから、豊かな自然環境や地域文化を守り、大切にする都市づくりを目指す。

### (4) 目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を次のとおりとする。

#### ①コンパクトな都市づくり

##### ア) 効率的な市街地の形成

県北部の中核都市として、生活、文化、情報を支える多様な都市機能を集積し、賑わいと魅力を創出することで、多様な世代が集うコンパクトで効率的な市街地の形成を目指す。

##### イ) 地域を牽引する産業拠点の形成

北東北3県のほぼ中央という恵まれた立地条件にあることから、都市基盤施設の整備を促進することにより、資源リサイクル型産業、医療、食品加工産業など多様な産業の技術集積を高め、地域を牽引する産業拠点の形成を目指す。

##### ウ) まとまりある地域拠点の形成

比内地域においては、独自の歴史文化をまちづくりに活かすとともに、商店街の活気や賑わいを保つことにより、暮らしやすいまとまりのある地域拠点の形成を図る。

#### ②交通ネットワークが充実した都市づくり

##### ア) 産業と交流を支える広域交通ネットワークの形成

日本海沿岸東北自動車道の整備、大館能代空港へのアクセス改善、国道7号の渋滞緩和を促進することにより、産業活動や広域的な観光・交流を支える広域交通ネットワークの形成を目指す。

##### イ) 住民の都市生活を支える交通ネットワークの形成

主要幹線道路と都市幹線道路の整備を進めることにより、市内各地を結ぶ安全で快適な交通ネットワークの形成を目指すとともに、駅周辺の利便性向上により鉄道と自動車相互の連携強化を目指す。

#### ③人が主役の都市づくり

##### ア) 人にやさしい居住環境の形成

日常生活に必要なサービスや行政サービスを住まいの身近なところに誘導するとともに、快適な歩行者空間の確保や公共交通機関の充実により、人にやさしい居住環境の形成を図る。

#### イ) 安全・安心な生活環境の確保

歩道や公園、公共公益施設のバリアフリー化を図り、冬期間においても雪に強い道路や住宅地をつくることにより、安全・安心な生活環境の確保を図る。

#### ④自然と文化を大切にする都市づくり

##### ア) 市街地と調和した交流空間の形成

米代川や長木川、まちの緑地や公園、社寺境内の樹林等は、地域住民が交流、活動し、心身を癒やす空間として機能の充実を図るとともに、地域の個性を創出する都市景観として維持・保全を図る。

##### イ) 集落環境・田園景観の維持・保全

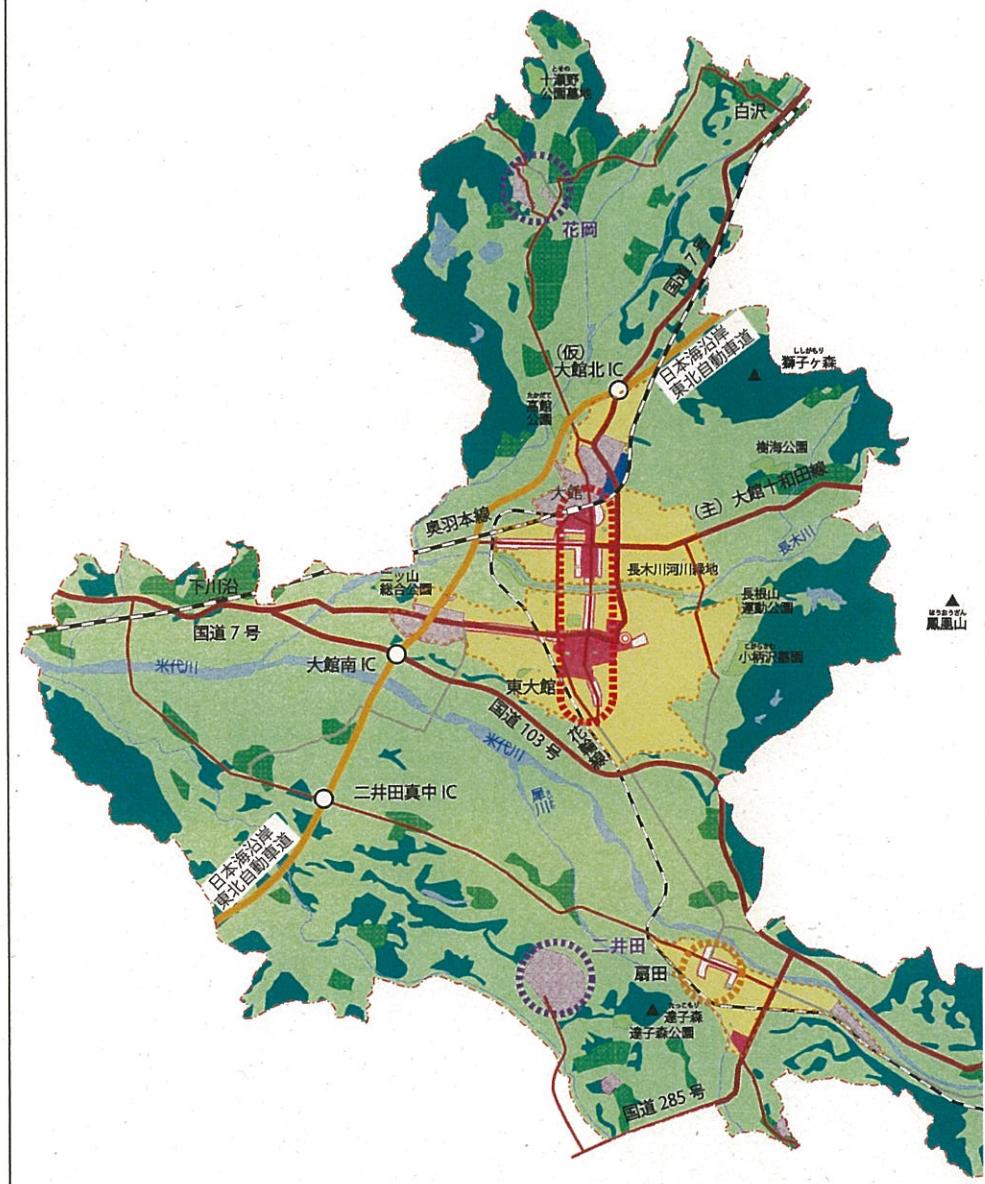
市街地郊外の既存集落においては、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、産業基盤でもある農地は優れた田園景観として維持・保全に努める。

##### ウ) 地域を見まもる山々の維持・保全

鳳凰山が背後にそびえる東部丘陵地や地域の身近な緑地である獅子ヶ森、達子森など、市街地を取り囲む丘陵地や山地は、本区域に欠かせない豊かな自然であることから、将来にわたって維持・保全を図る。

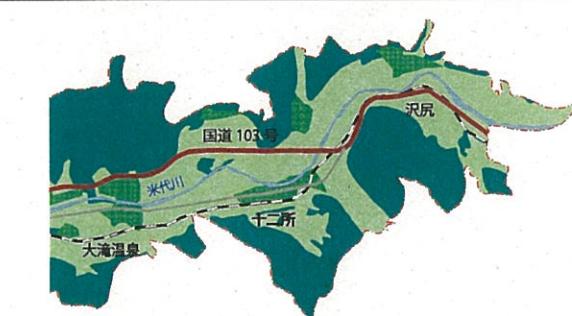
### 目標とする市街地像

①



凡例  
--- 都市計画区域  
----- 用途地域  
— 鉄道  
◎ 市役所

②



## (5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組み方針を次のとおりとする。

### ①少子高齢化に対応した都市づくりの推進

少子高齢化の進展により、安心して子どもを産み育てられる環境や高齢者が安心して暮らせる環境が求められている。

そのため、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、誰もが安心して利用できる公共公益施設の整備や公共空間の確保に取り組む。

また、良好な住宅地の形成や公園等の憩いの場の整備等により、若年層の定住を促進するまちづくりに取り組む。

### ②地域の魅力や個性を高める都市づくりの推進

情報化社会の進展により、情報による都市間競争が生じ、地域にある多様な資源や魅力を最大限に生かした地域固有のまちづくりが求められている。

そのため、地域の魅力を活かした中心市街地や産業拠点の形成を図り、魅力を守り育てるための住民活動等を支援することにより、地域の個性を高める都市づくりに取り組む。

### ③災害に強い都市づくりの推進

東日本大震災等を契機として、地震、水害等自然災害に強い都市づくりがより一層求められている。

冬の市民生活の大きな障害となる雪への対策を引き続き実施するとともに、地域コミュニティの維持・向上やきめ細かい情報発信により市民の防災力を強化し、都市施設の整備にあたっては防災・減災に配慮するなど、ハード・ソフト両面から、総合的な防災・減災対策に取り組む。

### ④多様な主体の連携による都市づくりの推進

都市づくりに対する地域住民の参加意識の高まりを受け、多様な主体どうしの連携や自主的な活動への支援が求められている。

また、少子高齢化、人口減少の時代では、これまで以上に人々が互いに連携し、地域間相互の交流ネットワークを形成することが求められている。

そのため、地域住民と連携して街並みや道路・公園などのあり方について話し合い、住民やNPO、企業が参加した多様な主体の連携による都市づくりの推進に取り組む。

## 2. 区域区分の決定の有無

### (1) 区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本区域の面積は12,628haに及び、大館市全人口の約85%が居住している。用途地域が指定されている土地は本区域の約10%となっており、現在、区域区分は定められていない。

市の人口は、平成22年の国勢調査において約78,900人で、昭和55年以降一貫して減少傾向を示しており、今後もその傾向が続くものと推測されている。

また、市街地の周辺は農地及び丘陵地に囲まれるなど、用途地域外の土地利用の約9割は自然的土地利用となっており、これらの地域は農業振興地域の整備に関する法律や森林法に基づいた規制が行われている。

さらに、本区域における新築件数は減少傾向にあり、開発圧力の高まりは見られない。

産業の動向については、中心市街地の活力が低下し、商業販売額も低迷している状況にある。工業出荷額は微増傾向にあるが、必要な工業用地については、現在の工業系用途地域内で収容可能と考えられる。

今後は、日本海沿岸東北自動車道及びインターチェンジの開通が予定されているが、それらに伴う大規模プロジェクトも予定されていない。

これらのことから、今後無秩序に市街地が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然的環境の整備又は保全」に配慮して行くものとし、本区域においては区域区分を定めない。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、緑の丘陵地に囲まれた盆地となっている。市街地は米代川の支流である長木川で南北に分かれており、その周囲を取り囲む農地には複数の集落が点在している。

中心市街地は大館駅周辺地区と大町周辺地区から構成されているが、近年、その活力低下が懸念されており、都市サービス機能の充実と商業地としての魅力向上に努め、コンパクトで効率的な市街地の形成を目指す必要がある。

比内地域においては、生活利便性を高め、暮らしやすいまとまりある地域拠点の形成を図る必要がある。

また、北部の花岡地区、南部の二井田地区の工業地は、地域産業の先導的役割が期待されており、地域を牽引する産業拠点の形成を目指す。

このような方向性を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を次のとおりとする。

#### ①主要用途の配置の方針

##### ア) 業務地

市役所、裁判所、労働基準監督署等の官公庁が集積する中城・三の丸地区と、銀行をはじめとした民間業務施設が集積する長倉、桂城、片町地区は、大館広域都市圏の中核を担う業務地となっている。公共機能に加え、教育・文化などの公益機能の充実を図るとともに、民間業務機能の集積を高め、業務系土地利用の推進を図る。

比内総合支所周辺については、地域拠点を担う業務地として位置づけ、その機能充実を図る。

##### イ) 商業地

大館駅前から大町に至る中心市街地は、古くから商業施設が集積し、大館広域都市圏における中心的役割を担ってきた。近年、その活力低下が懸念されることから、御成町南土地区画整理事業の推進を図るとともに、都市サービス機能の充実と商業地としての魅力向上に努めることにより、商業機能の集積を図る。

中心市街地に隣接する片山町を中心とした国道7号沿道地区は、商業施設の立地が進んでいることから、中心商業地との機能分担や周辺住宅地の環境保全に配慮した土地利用を図る。

比内町扇田大通り商店街一帯は、地域住民の生活を支える古くからの店舗が集積していることから、地域に密着した商業地として位置づける。

##### ウ) 工業地

北部の花岡地区では、秋田県北部エコタウン計画の中核をなすリサイクル工場等が稼働しており、今後も鉱山の精錬技術等を活かした資源リサイクル型産業の発展が望まれることから、地域を牽引する産業拠点として位置づける。

南部の二井田地区には、医療、製薬等の企業が立地する工業団地が形成されており、広域交通網を活かした産業拠点として位置づける。

大館駅北側の釧内地区や比内地域の新館工業団地、小森山ミニ工業団地は、地域産業を支える工業地として位置づけ、周辺環境と調和のとれた工業地の形成を促進する。

また、準工業地域に指定されている比内地域東部の中山川原地区は、市街地内の工場移転や新規企業進出等の受け皿となる工業地として位置づけ、土地の有効利用を促進する。

##### エ) 流通業務地

釧内地区の大館市総合卸センター周辺には、企業の配送センター等が集積していることから、大館市及び周辺地域の卸売機能、物流機能を担う流通業務地として位置づける。

##### オ) 住宅地

大館駅前から大町に至る中心市街地においては、公的賃貸住宅の整備や歩行者中心のまちづくりを行うことで、街なか居住を推進し、業務・商業機能と調和した利便性の高い住宅地の形成を図る。

中心市街地等の周辺に広がる既存市街地は、居住環境の改善及び整備を図りながら、低層戸建て住宅を中心としたゆとりある住宅地の形成を図る。

また、市街地東部の有浦、観音堂、東台地区については、都市計画道路有浦東台線が整備されたことにより、住宅地としての利用が進んでいるものの、未利用地が未だ多く残っていることから、土地の有効利用を促進し、良好な住宅地の形成を図る。

#### ②土地利用の方針

##### ア) 土地の高度利用に関する方針

大館駅前から大町に至る中心市街地においては、都市計画道路の整備や駅前広場整備など交通環境の充実により、商業・業務機能の集積を高め、土地の高度利用を促進する。

## 土地利用方針図

### イ) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

大館駅北側の秋田県立大館国際情報学院中学校・高等学校周辺は、教育環境に悪影響を及ぼすおそれのある施設の立地が可能な準工業地域が指定されていることから、良好な教育環境を形成し、周辺の住宅地との調和を図るため、住居系用途への変更を検討する。

比内地域では製材業を中心とした工場と既存住宅地が混在した状況にあることから、工場の移転・集約を検討し、住宅地としての純化に努める。

### ウ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

一心院地区、相染沢中岱地区及び比内町扇田の上川端・下川端地区は、防災上の観点から、狭隘道路の解消、公園の確保など都市基盤整備を推進し、良好な居住環境の形成を図る。

### エ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

大館駅周辺地区、有浦周辺地区、中心市街地区は、都市緑地法に基づく緑化重点地区として、地区の特徴にあった緑化を推進する。

市街地東部から丘陵が立ち上がる岩神山、岩神ふれあいの森、長根山、長根山運動公園、小柄沢墓園とつながる一帯は、環境保全上、都市景観上及び防災上重要であることから、都市緑地法に基づく保全配慮地区として、その緑地の維持・保全を図る。

### オ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

米代川、長木川沿いの農地や市街地を取り囲む優良な農地は、農業生産基盤であるとともに、本区域の美しい田園景観を創出していることから、その維持・保全を図る。

### カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

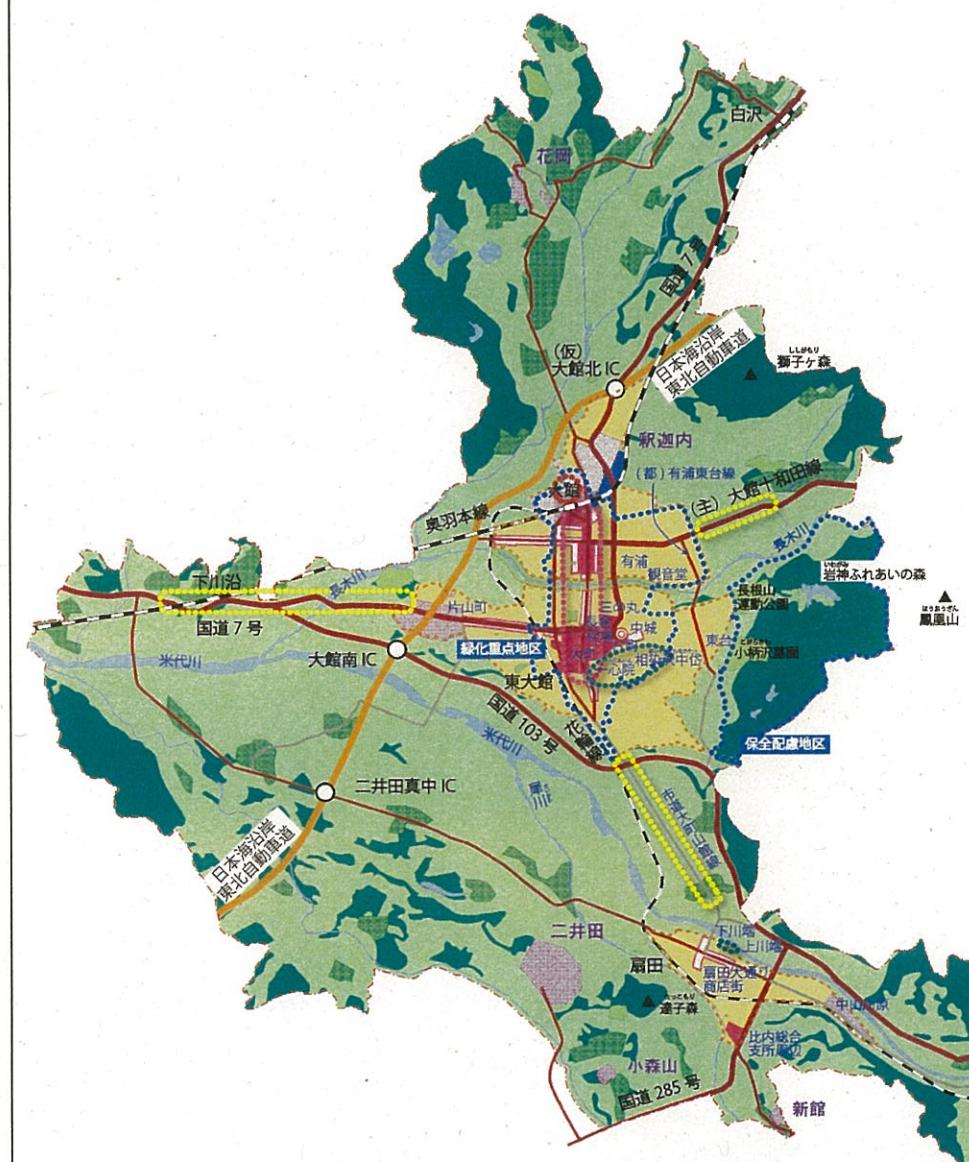
本区域を流れる米代川や長木川、犀川、市街地東部の丘陵地や獅子ヶ森、達子森は、まちにやすらぎと潤いを与えるとともに、地域固有の都市景観を形成していることから、その自然環境の維持・保全を図る。

### キ) 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針

用途地域が指定されていない国道7号や市道大町山館線(旧国道103号)、(主)大館十和田湖線の沿道地区については、農地や既存集落との調和を図るとともに、中心市街地との役割分担に十分配慮し、無秩序に市街地が広がらないよう引き続き適正な土地利用を維持する。

また、市街地に隣接する既存集落については、今まで築いてきた地域コミュニティ維持のため、田園環境に調和した居住環境の確保を図る。

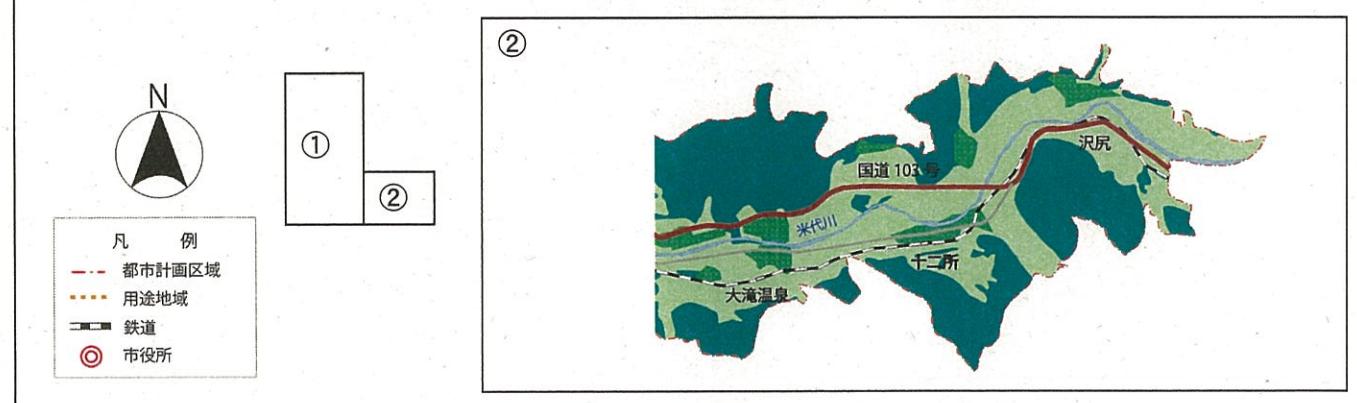
①



①主要用途の配置の方針
ア) 業務地
イ) 商業地
ウ) 工業地
エ) 流通業務地
オ) 住宅地
中心市街地内住宅地
ゆとりある住宅地

②土地利用の方針
ア) 土地の高度利用に関する方針
イ) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
ウ) 居住環境の改善又は維持に関する方針
エ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
キ) 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針

②



凡　例
都市計画区域
用途地域
鉄道
市役所

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ア) 基本方針

本区域には、JR 奥羽本線、花輪線、国道 7 号、103 号、285 号が走っており、古くから交通の要衝として栄えてきた。

平成 10 年には大館能代空港が開通し、現在は日本海沿岸東北自動車道の整備が進められており、北東北の交通拠点としての役割がより一層期待されている。

今後も地域産業や北東北の広域観光、広域交流を促進する利便性の高い交通ネットワークの形成等を目指すため、次のとおり交通体系の整備の方針を定める。

#### a. 産業と交流を支える広域交通ネットワークの形成

県北部の中核都市として、周辺市町村や隣県との結びつきを強め、人・もの・情報の交流を活発にするため、日本海沿岸東北自動車道の整備、大館能代空港へのアクセス改善、国道 7 号の渋滞緩和を進め、産業活動や広域的な観光・交流を支える広域交通ネットワークの形成を目指す。

#### b. 住民の都市生活を支える交通ネットワークの形成

主要幹線道路と都市幹線道路の整備を進めることにより、市内各地を結ぶ安全で快適な交通ネットワークの形成を目指す。また、自動車交通需要が減少局面を迎える中、それに見合った効果的、効率的な道路網のあり方を検討し、都市計画道路の見直しを進める。

#### c. 公共交通機能の充実

バスや鉄道は、通勤、通学、買い物等の日常生活を支える重要な役割を担うほか、環境に配慮した交通手段であることから、中心市街地を通る循環バスのネットワークの形成など、住民ニーズに対応した公共交通機能の充実を進めるとともに、駅前広場等公共空間のバリアフリー化を推進する。

#### d. 安全・安心な歩行空間の形成

子どもからお年寄りまで、誰もが安全安心に街なかを回遊できるよう、歩道幅員の確保やバリアフリー化、冬季交通の安全確保に努め、人にやさしい歩行者空間の整備、改善を推進する。

#### イ) 主要な施設の配置の方針

##### a. 道路等

産業活動や住民の都市生活、広域的な観光・交流を支えるため、本区域における道路、駅前広場の配置方針を次のとおりとする。

道路種別	配置の方針
自動車専用道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業活動や広域的な観光・交流を支え、長距離間の交通を処理する役目を担うものとして、次の路線を自動車専用道路として配置する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸東北自動車道</li> </ul> </li> </ul>
主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業活動や広域観光・交流を支え、隣接する市町や他圏域との連携を強化する役目を担うものとして、次の路線を主要幹線道路として配置する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道 7 号</li> <li>・一般国道 103 号</li> <li>・一般国道 285 号</li> <li>・(主) 大館十和田湖線</li> </ul> </li> </ul>
都市幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要幹線道路を補完し、都市内交通を円滑に処理する役目を担うものとして、次の路線を都市幹線道路として配置する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・(主) 比内田代線</li> <li>・(主) 白沢田代線</li> <li>・(主) 比内大葛鹿角線 <small>おおくわづのづの</small></li> <li>・(都) 大館中央線</li> <li>・(都) 片山有浦線</li> <li>・(都) 有浦東台線</li> <li>・(一) 稲庭内花岡白沢線</li> <li>・(都) 大館駅東大館線</li> <li>・二井田工業団地と国道 285 号とを結ぶアクセス道路</li> </ul> </li> </ul>
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの市民が利用する交通結節点であることから、駅前広場などのバリアフリー化を進め、安全で快適な交通施設の整備を推進する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大館駅南口：南口駅前広場の再整備を検討</li> </ul> </li> </ul>

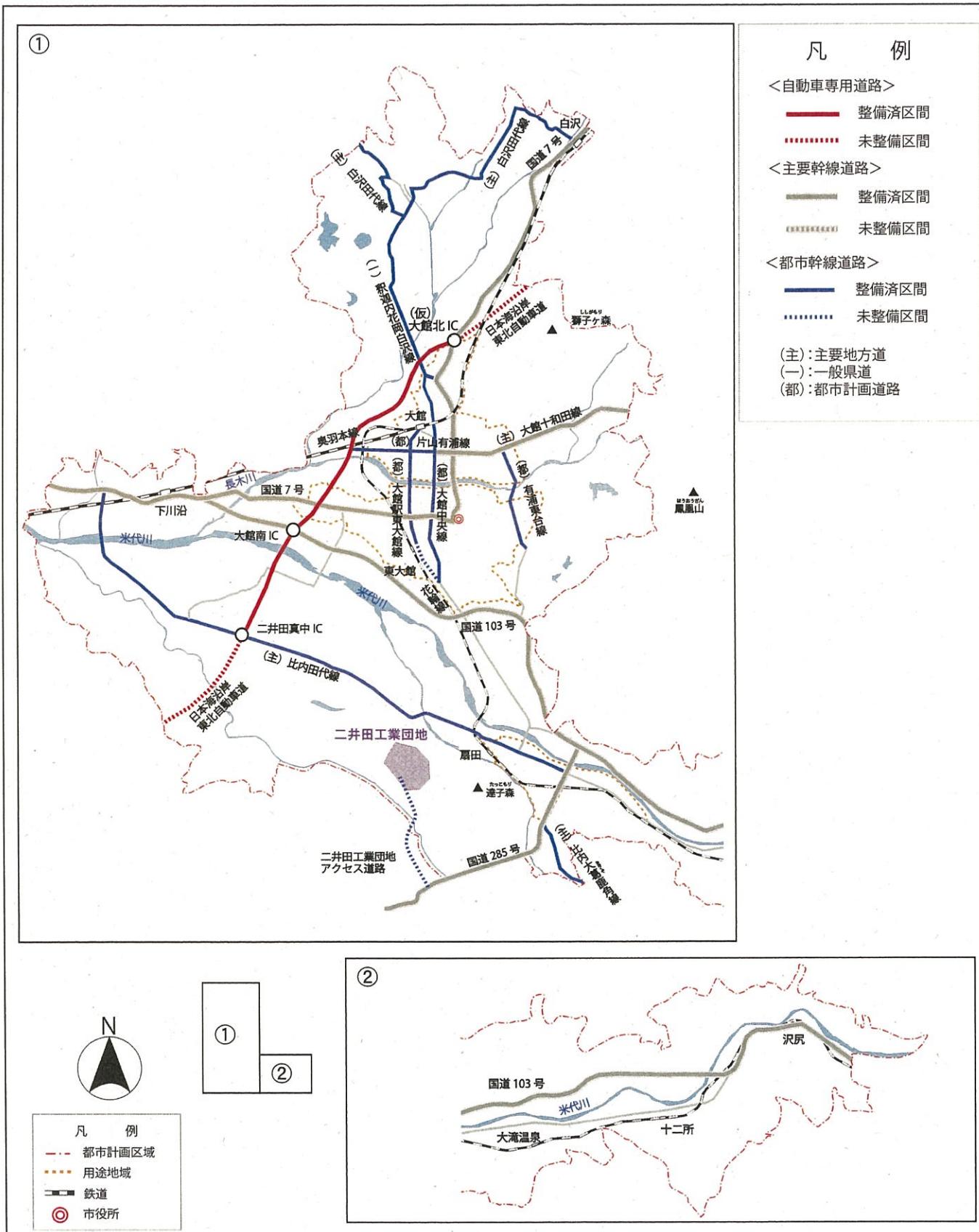
※自動車専用道路：高速道路、一般自動車道など専ら自動車の交通の用に供する道路を示す。

※(主)：主要地方道 (一)：一般県道 (都)：都市計画道路

##### b. その他の施設

施設名	配置の方針
自動車駐車場・自転車駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大館駅南北の駅前広場をはじめとした中心市街地においては、地域住民の利便性の向上や交流拠点としての活性化を図るために、自動車駐車場及び自転車駐輪場の整備を促進する。</li> </ul>

## 交通体系の整備方針図



### ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

#### ア) 基本方針

##### a) 下水道

本区域の汚水処理人口普及率<sup>4</sup>は県平均を下回っており、その施設整備は未だ遅れている状況にある。

今後は、米代川流域下水道や公共下水道の整備を促進し、特に市街地における普及率の向上を図るとともに、農業集落排水や合併浄化槽等、地域に適した汚水処理施設を選択しながら、計画的な下水道整備を進める。

また、既存ストックについては、施設の長寿命化や耐震化に向けた適正な維持管理を推進する。

##### b) 河川

都市計画区域内の河川については、概ね改修済みであるが、都市の安全性確保のため、治水機能の強化を図る。

また、河川の景観を保全し、多様な動植物が生息、生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、適切な維持管理を実施する。

#### イ) 主要な施設の配置の方針

##### a) 下水道

公共下水道の主な排水区域は、本区域の中心市街地や人口・都市機能の集積が高い既成市街地に配置する。

また、下流部の川口地区に整備されている大館処理センター（流域下水道）を終末処理場として配置し、河川の水質浄化を図る。

##### b) 河川

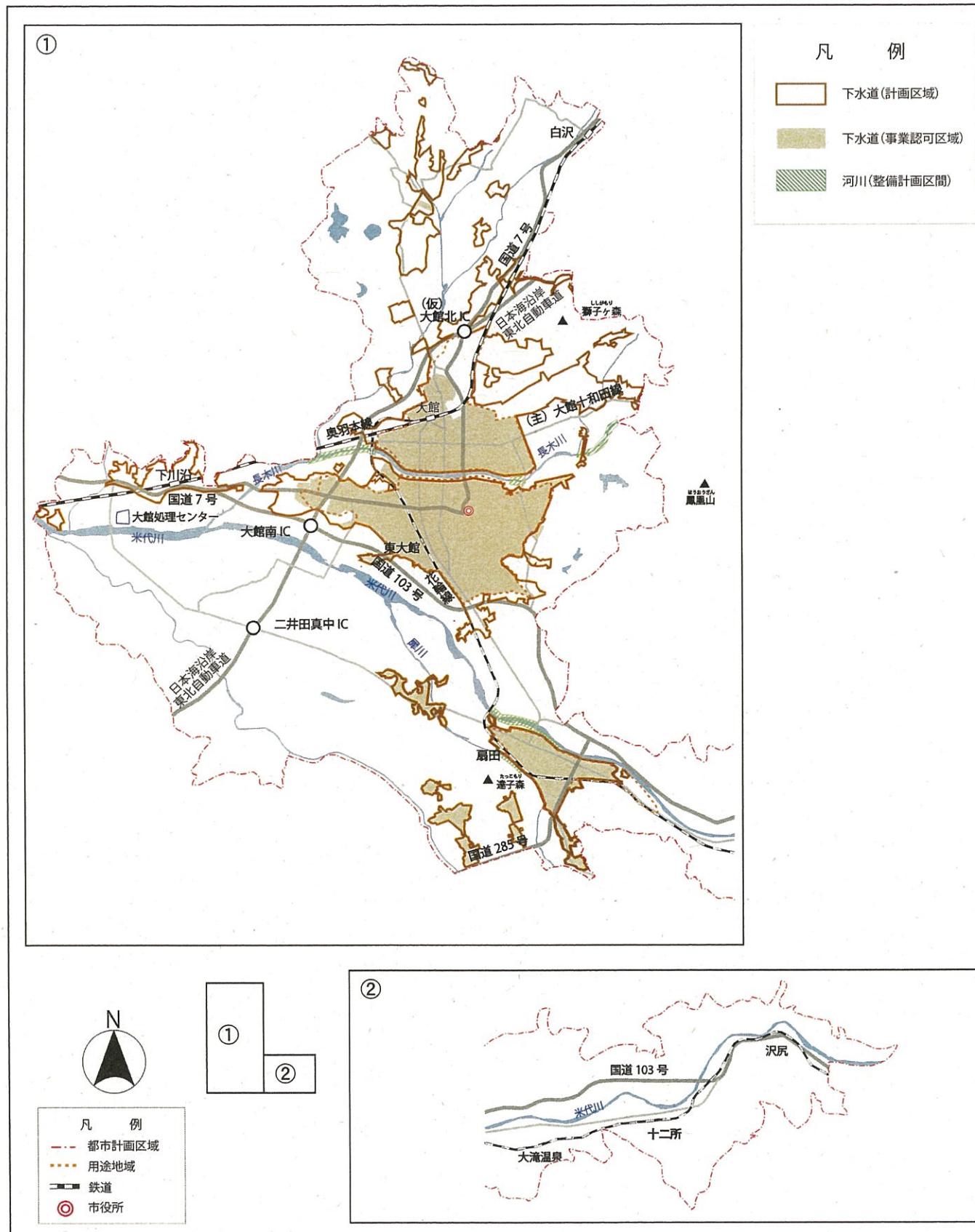
米代川や長木川はじめとした河川は、農地等を水害から守り、都市の安全を確保する重要な役割を担うため、治水機能の強化を図る。

また、親水護岸や河川緑地を維持し、多自然護岸等の整備や河川敷公園等の整備をすることにより、親水性の向上を図る。

市街地の南部を流れる犀川は、犀川橋の下流部など河道が狭い区間もあることから、治水機能や排水機能の向上を図るために、河道拡幅等の河川改修を推進する。

<sup>4</sup>汚水処理人口普及率：(公共下水道処理人口+集落排水処理人口+合併処理浄化槽処理人口)÷住民基本台帳人口×100

## 下水道及び河川整備方針図



### ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

本区域には、ごみ焼却場、汚物処理場、火葬場が都市計画決定されている。

都市計画決定しているごみ焼却場は、現在利用されていないため、新たに環境にやさしい3R推進施設<sup>5</sup>への転換を図る。

汚物処理場及び火葬場は、既存施設を利用し、必要に応じてその機能更新を図る。

<sup>5</sup> 3R推進施設：リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）を推進するための施設

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ①主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、昭和20年代から現在まで土地区画整理事業により、市街地整備が推進されてきたが、区画道路や公園等都市基盤整備が遅れている地区も見受けられる。

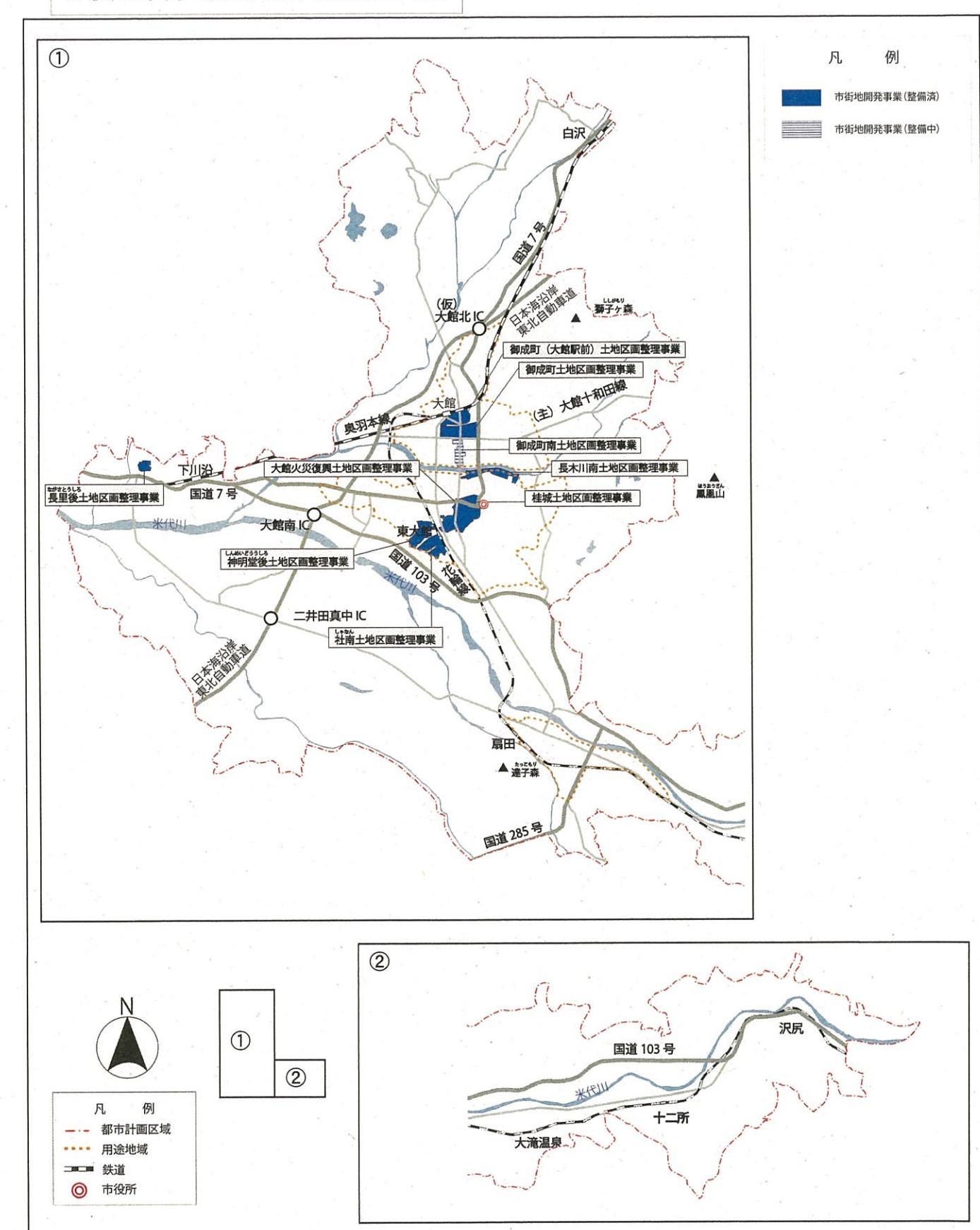
今後の市街地整備においては、市街地にふさわしい魅力的な空間の創出や利便性の向上はもとより、都市防災や自然環境に配慮し、安全で快適な市街地形成に努める。

また、住宅が密集している地区など居住環境に問題がある地区については、安全で快適な居住環境の形成に向けて、面的整備事業等の検討を行う。

なお、長期未着手となっている市街地開発事業については、社会経済情勢を見極めながら、その必要性を検討していくこととする。

地区名	整備方針（市街地開発事業の種類等）
御成町南地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大館市施行（施行面積：約6ha）</li> <li>・中心市街地として商業機能の拡充と利便性の高い居住環境の形成のため、土地区画整理事業等を推進する。</li> </ul>

主要な市街地開発事業の整備方針図



#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ①基本方針

本区域は、市街地を取り囲むように農地が広がり、さらにそれらを取り囲むように丘陵地・山地が広がっている。これらの豊かな自然については、貴重な緑の資源として、適正に維持・保全する。

市街地を流れる米代川と長木川は、水運により大館市の産業を支えてきた歴史ある河川である。これらの河川敷は、河川緑地として市民の憩いの場となっているほか、都市の特徴的な景観を形成する貴重な水辺空間となっているため、今後も活用と保全を図る。

市街地内の公園については、誰もが安心して気軽に利用できるよう整備・改善し、維持管理にあたっては町内会、地域住民等との協働を推進する。

国指定天然記念物の芝谷地湿原や鳥獣保護区特別保護地区に指定されているの長根山周辺等は本地域の貴重な緑地であることから、これらの自然環境の保全を図る。

また、長根山周辺の東部丘陵地は、自然環境保全や景観形成のため、都市緑地法に基づく保全配慮地区として指定する。

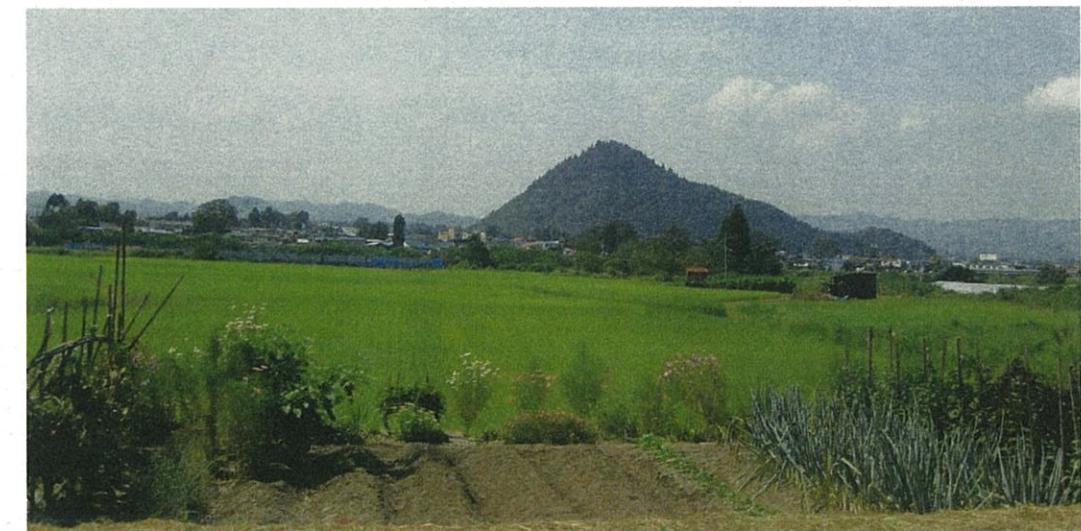
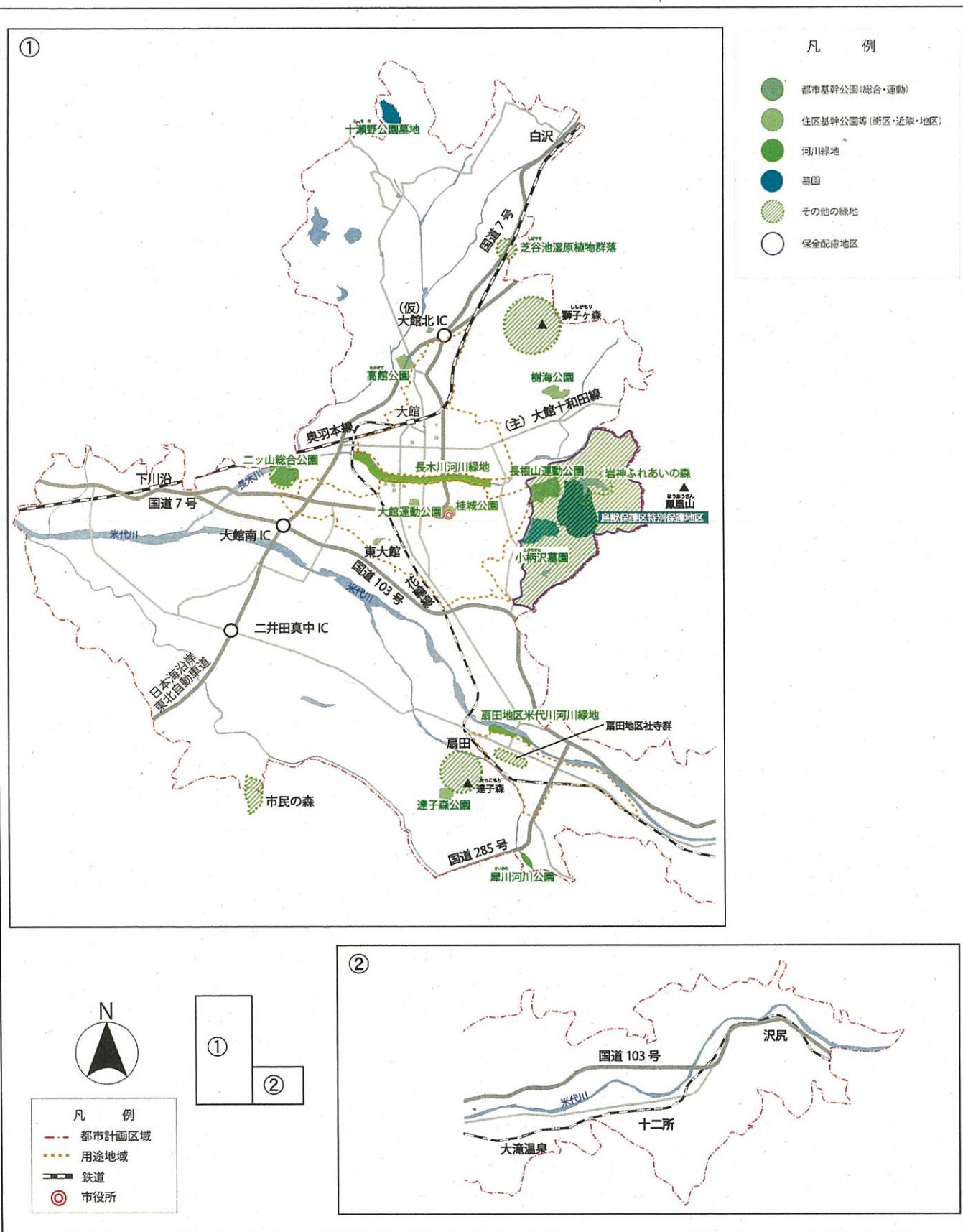
##### ②主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、4つの緑地系統を次のように配置する。

緑地の系統	緑地等の配置方針、概要等
ア) 環境保全 系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市の骨格となる緑地であって、動植物の生息・生育地、都市気象の緩和など環境への負荷軽減に寄与する緑地として次のものを位置づけ、その保全を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部丘陵地</li> <li>・米代川及び長木川、犀川の水辺の緑地</li> <li>・芝谷地湿原</li> </ul> </li> </ul>
イ) 景観構成 系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特徴ある景観を構成する緑地として次のものを位置づけ、その維持・保全を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部丘陵地</li> <li>・二ツ山</li> <li>・獅子ヶ森</li> <li>・達子森</li> </ul> </li> <li>○歴史的・文化的特徴をもつ緑地として次のものを位置づけ、その整備・保全を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・桂城公園</li> <li>・扇田地区社寺群</li> </ul> </li> <li>○市街地の公園や施設緑地については、良好な都市景観を創出する緑地として、その整備・保全を図る。</li> </ul>

ウ) レクリエーション 系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の健康を増進し、広域的なスポーツ・レクリエーションに資する緑地として次のものを位置づけ、その整備・保全を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹海公園</li> <li>・長根山運動公園</li> <li>・二ツ山総合公園</li> <li>・達子森公園</li> </ul> </li> </ul>
エ) 防災 系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風や水害などの自然災害の緩和に資する緑地として次のものを位置づけ、その保全を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部丘陵地等の樹林地</li> </ul> </li> <li>○市街地の公園や施設緑地については、災害時の延焼防止効果や、避難地、避難路としても期待できることから、その整備・保全を図る。</li> </ul>

## 自然的環境の整備又は保全の方針図



発行・編集  
平成 年 月  
秋田県建設部都市計画課（調整・都市計画班）

TEL 018-860-2445  
FAX 018-860-3845  
E-mail Toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp  
URL <http://www.pref.akita.lg.jp/tosi/>